

令和8年（2026年）第1回 枚方市教育委員会  
定例会議案書

案 件 名		
日程 1	報告第43号	臨時代理事項の報告について (1) 令和8年度全国学力・学習状況調査への参加について
日程 2	報告第44号	臨時代理事項の報告について (1) 職員の普通退職について
日程 3	報告第45号	臨時代理事項の報告について (1) 枚方市教育委員会指定管理者評価委員会への諮問について
日程 4	報告第46号	臨時代理事項の報告について (1) 教育委員会表彰の被表彰者の決定について
日程 5	議案第14号	第39期枚方市社会教育委員の解嘱及び委嘱について
日程 6	議案第15号	児童の放課後対策審議会委員の解嘱及び委嘱について

日程 7	議案第16号	枚方市指定管理者評価委員会への諮問について
日程 8	報告第47号	委員会の会議に付した事項の報告について (1) 生徒指導について (令和7年3月24日報告分①)
日程 9	報告第48号	委員会の会議に付した事項の報告について (1) 生徒指導について (令和7年3月24日報告分②)
日程 10	報告第49号	委任を受けて執行した事項の報告について (1) 生徒指導について

○開催日時 令和8年(2026年)1月23日 午前10時00分から  
○開催場所 輝きプラザきらら3階 教育委員会室





## 報告第43号

### 臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和8年（2026年）1月23日

枚方市教育委員会  
教育長 谷元 紀之

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第18号 令和8年度全国学力・学習状況調査への参加について

## 臨時代理第18号

### 令和8年度全国学力・学習状況調査への参加について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和7年（2025年）12月12日

枚方市教育委員会  
教育長 谷元 紀之

## 1. 臨時代理の内容

令和8年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領に基づき、本調査に参加する。

## 2. 目的

令和8年度全国学力・学習状況調査に枚方市立小中学校が参加することで、全国的な状況との関係における本市児童・生徒の学力や学習状況を把握・分析する。

そのうえで、本市児童・生徒の課題の改善に向けた教育の成果と課題を検証し、今後の教育施策や教育指導に反映させ、以て本市児童・生徒の学力向上につなげる。

## 3. 参考資料（別添）

(1) 令和8年度全国学力・学習状況調査の実施について（通知）【写し】

(2) 令和8年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領

写

7 文 科 教 1370 号  
令和 7 年 12 月 5 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会  
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会  
各 都 道 府 県 知 事  
構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項 殿  
の認定を受けた地方公共団体の長  
附属学校を置く各国立大学法人の長  
附属学校を置く各公立大学法人の理事長

文部科学事務次官  
増子 宏

令和 8 年度全国学力・学習状況調査の実施について (通知)

このたび、文部科学省において、令和 8 年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領 (以下「実施要領」という。)を別紙のとおり決定しましたので通知します。主なポイントは、下記のとおりです。

各設置管理者等におかれては、全国学力・学習状況調査の実施及び調査結果の管理・公表等について、法令及び実施要領等に基づき、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

については、都道府県教育委員会におかれては域内の市町村教育委員会 (指定都市教育委員会を除く。)及び調査に係る所管の学校に対して、指定都市教育委員会におかれては調査に係る所管の学校に対して、都道府県知事におかれては調査に係る域内の私立学校及びそれを設置する学校法人に対して、構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては調査に係る域内の株式会社立学校及びそれを設置する学校設置会社に対して、国立大学法人の長及び公立大学法人理事長におかれては調査に係る附属学校に対して、御周知いただくとともに、本実施要領を踏まえて、調査を円滑かつ確実に実施するため、特段の御理解と御協力をお願いします。

記

- ・ 中学校英語に関する調査を CBT で実施し、調査結果を IRT スコア等で示すこと。
- ・ CBT・IRT の意義を最大限反映させ、児童生徒一人一人の学力・学習状況が細やかに分かる結果の示し方とすること。
- ・ 引き続き、障害のある児童生徒や日本語指導が必要な児童生徒に対する配慮を可能とすること。
- ・ 英語 (「話すこと」を除く。)及び児童生徒質問調査については、調査実施日 (予備日

を含む。)にあっては学校での実施とし、後日実施期間にあっては学校外での実施も可能とすること。英語「話すこと」については、当日実施校にあっては学校での実施とし、期間内実施校にあっては学校外での実施も可能とすること。

- ・「令和7年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」（令和6年12月23日付け6文科教第1467号文部科学事務次官通知別紙）で別に定めることとしていた、「全国学力・学習状況調査の調査結果の取扱いの改善等について」（令和7年6月6日付け7文科教第507号文部科学省総合教育政策局長通知）における文部科学省による調査結果の公表の取扱い等について、本実施要領に定めたこと。

<本件担当>

文部科学省総合教育政策局参事官(調査企画担当)付学力調査室

電話：03-5253-4111（内線3726）

## 令和8年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領

令和7年12月5日  
文部科学省

### 1. 調査の目的

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への学習指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

### 2. 調査の名称

令和8年度全国学力・学習状況調査

### 3. 調査の対象等

#### (1) 調査の対象

国・公・私立学校の以下の学年の原則として全児童生徒を対象とする。なお、公立学校には公立大学法人が設置する学校（以下「公立大学附属学校」という。）を含むものとする。

#### ア 小学校調査

小学校第6学年、義務教育学校前期課程第6学年、特別支援学校小学部第6学年

#### イ 中学校調査

中学校第3学年、義務教育学校後期課程第3学年、中等教育学校前期課程第3学年、特別支援学校中学部第3学年

#### (2) 障害のある児童生徒に対する配慮

障害のある児童生徒については、各学校の判断により、当該児童生徒の障害の種類や程度に応じて、調査時間の延長、点字、拡大文字、ルビ振り問題の使用、代理解答、別室の設定、及び英語「話すこと」調査におけるスク립ト表示問題などの配慮を可能とする。

ただし、特別支援学校及び小・中学校等の特別支援学級に在籍している児童生徒のうち、以下のア又はイの事由がある児童生徒は当該事由に係る教科について、ウの事由がある生徒は英語「聞くこと」及び「話すこと」について、原則として調査の対象としない。

#### ア 下学年の内容などに代替して指導を受けている場合

#### イ 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教科の内容の指導を受けている場合

#### ウ 右耳・左耳それぞれの平均聴力レベルが60デシベル以上であって、英語「聞くこと」及び「話すこと」の調査の実施が難しいと判断される場合

### (3) 日本語指導が必要な児童生徒に対する配慮

日本語指導が必要な児童生徒については、各学校の判断により、調査時間の延長、ルビ振り問題の使用などの配慮を可能とする。また、国語、算数・数学又は英語の時間に日本語指導のための取り出し指導を受けているなどの事情がある場合は、当該教科を調査の対象としないことを可能とする。

## 4. 調査事項

### (1) 児童生徒に対する調査

#### ア 教科に関する調査

(ア) 小学校調査は、国語及び算数とし、中学校調査は、国語、数学及び英語とする。

(イ) 国語及び算数・数学は、冊子を用いた筆記方式（以下「PBT」（= Paper Based Testing）という。）で実施する。英語は、生徒が活用するICT端末等を用いた、文部科学省CBTシステムによるオンライン方式（以下「CBT」（= Computer Based Testing）という。）で実施する。ただし、3.（2）の点字問題については、冊子を用いることを基本とするが、英語「話すこと」の解答についてはCBTで実施する。

(ウ) 出題範囲は、調査する学年の前学年までに含まれる指導事項を原則とし、出題内容は、それぞれの学年・教科に関し、以下のとおりとする。

① 身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能等

② 知識・技能を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力等

(エ) 出題形式について、記述式の問題を一定割合で出題する。英語「話すこと」に関する問題の解答は、原則として口述式とする。

(オ) 英語の出題には、学力の状況や変化を正確に把握することを主目的とする非公開問題を含む。

#### イ 質問調査

調査する学年の児童生徒を対象に、学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する質問調査（以下、児童を対象とする場合は「児童質問調査」、生徒を対象とする場合は「生徒質問調査」、児童及び生徒を対象とする場合は「児童生徒質問調査」という。）を、児童生徒が活用するICT端末等を用いてCBTで実施する。ただし、3.（2）の点字問題については、冊子を用いることを基本とする。

### (2) 学校質問調査

学校における指導方法に関する取組や学校における人的・物的な教育条件の整備の状況等に関する質問調査（以下「学校質問調査」という。）をオンラインによる回答方式で実施する。

## 5. 調査実施日等

### (1) 調査時間及び調査実施日

#### ア 児童生徒に対する調査（調査の時間割モデルは別紙1）

##### (ア) 小学校調査

- ① 国語及び算数に係る調査時間は、それぞれ45分とする。調査実施日は、令和8年4月23日木曜日とする。
- ② 児童質問調査の調査実施日は、令和8年4月24日金曜日から同年5月8日金曜日までの間で、各学校の希望を踏まえて文部科学省が指定する日とする。

##### (イ) 中学校調査

- ① 国語及び数学に係る調査時間は、それぞれ50分とする。調査実施日は、令和8年4月23日木曜日とする。
- ② 英語（「話すこと」を除く。）及び生徒質問調査に係る調査時間は、英語「聞くこと」（20分程度）及び生徒質問調査で合わせて50分程度、英語「読むこと」及び「書くこと」で合わせて50分程度とする。調査実施日は、令和8年4月20日月曜日から同月23日木曜日までの間で、各学校の希望を踏まえて文部科学省が指定する日とする。また、不測の事態によりその間に実施できなかった学校は、同月24日金曜日（以下「予備日」という。）に実施する。学校の判断により、当該調査実施日又は予備日に英語（「話すこと」を除く。）のみを実施し、生徒質問調査を（2）イの後日実施期間に実施することも可能とする。
- ③ 英語「話すこと」に係る調査時間は、20分程度とする。調査実施日は、文部科学省が指定する中学校（500校程度。以下「当日実施校」という。）については、令和8年4月24日金曜日又は同月27日月曜日のうち文部科学省が指定する日とする。当日実施校以外の中学校（以下「期間内実施校」という。）については、同月28日火曜日から同年5月29日金曜日までの間で、各学校の希望を踏まえて文部科学省が指定する日とする。

#### イ 学校質問調査

令和8年4月1日水曜日から同月17日金曜日までの間で各学校が希望する日とする。

### (2) 児童生徒に対する調査に係る後日実施

ア （1）アのそれぞれの調査実施日や当日実施期間（予備日を含む。）に実施できないやむを得ない事情等がある学校や、実施時のトラブルや欠席等により実施できなかった児童生徒については、各教育委員会及び学校等の判断により、後日実施期間に調査を実施することができる。

イ 後日実施期間は、国語、算数・数学については、令和8年4月24日金曜日から同月30日木曜日まで、英語（「話すこと」を除く。）については、同月27日月曜日から同年5月1日金曜日まで、児童質問調査については、（1）ア（ア）②の調査実施日の翌日から同年5月8日金曜日まで、生徒質問調査については、同年4月27日月曜日から同年5月8日金曜日まで（5月4日月曜日から同月8日金曜日は英語

(「話すこと」を除く。)とは別日に実施する場合のみ)とする。

(3) 児童生徒に対する調査に係る実施場所

ア 国語及び算数・数学については、学校での実施を原則とする。

イ 英語(「話すこと」を除く。)及び児童生徒質問調査については、(1)アのそれぞれの調査実施日(予備日を含む。)にあつては、学校での実施とし、(2)イの後日実施期間にあつては、学校外での実施も可能とする。

ウ 英語「話すこと」については、当日実施校にあつては、学校での実施とし、期間内実施校にあつては、学校外での実施も可能とする。

(4) 集計の対象及び解答内容・回答内容の取扱い

文部科学省が調査結果を示すにあつては、以下の取扱いとする。

ア 教科に関する調査のうち、国語、算数・数学及び英語(「話すこと」を除く。)については、(1)アのそれぞれの調査実施日(予備日も含む。)に実施された調査の結果を全国値及び都道府県等別の集計の対象とする。

イ 英語「話すこと」については、当日実施校の結果を全国値の集計の対象とし、都道府県等別の集計は行わない。

ウ 国語、算数・数学及び英語(「話すこと」を除く。)で(1)アのそれぞれの調査実施日(予備日も含む。)及び(2)イの後日実施期間に実施された調査の結果、並びに英語「話すこと」の当日実施校及び期間内実施校の結果については、いずれも採点及び調査結果の提供の対象とする。

エ 児童生徒質問調査については、(1)アのそれぞれの調査実施日(予備日を含む。)及び(2)イの後日実施期間に実施された調査の結果を全国値及び都道府県等別集計の対象とする。

(5) 調査問題等の公表

文部科学省は、(1)アのそれぞれの調査実施日又は予備日の夕刻を目途として、調査問題、正答例、出題の趣旨及び解答類型を公表する(英語の非公開問題に関するものを除く)。

(6) 調査実施に関するスケジュール

別紙2のとおりとする。

6. 調査の実施体制等

(1) 調査の参加主体と実施系統(調査の実施系統図は別紙3)

ア 調査は、文部科学省が、イで定める調査の参加主体の協力を得て実施する。

イ 調査の参加主体は学校の設置管理者(都道府県教育委員会、市区町村教育委員会、学校法人、国立大学法人、公立大学法人等)(以下単に「設置管理者」という。)とする。

ウ 設置管理者は、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなど

により調査に当たる。その際、設置管理者における調査責任者及び担当者等を指名するとともに、適切に実施体制を整備すること。

エ 学校は、校長を調査責任者として、設置管理者の指示・指導・助言等に基づき調査に当たる。その際、学校における担当者を指名し、適切に実施体制を整備すること。

オ 都道府県教育委員会は、ウに定めるほか、域内の市区町村教育委員会に対して指導・助言・連絡等をするなど調査に協力する。

カ 都道府県知事は、私立学校の所轄庁として調査に協力する。

## (2) 調査マニュアルの作成・配布

調査の具体的な実施方法等については、令和8年3月頃に作成・配布する予定の調査マニュアルで示す。

## 7. 調査結果の取扱い

文部科学省は、本調査を通じて、学習指導要領の理念が浸透し学力の状況に反映されているか等を把握・分析するとともに、児童生徒の学習の改善に関する取組や、指導方法や教員配置等の改善に向けた教育施策の充実へとつなげることができるよう、以下のとおり、調査結果を示して公表するとともに、各教育委員会及び学校等に対して、調査結果等を提供する。調査結果の示し方に関しては、CBTやIRT（項目反応理論をいう。以下同じ。）の意義を最大限反映させ、児童生徒一人一人の学力・学習状況が細やかに分かる結果の示し方となるようにする。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第17号の規定により、調査の実施、調査結果の活用及び公表等を含め、公立学校に係る調査は教育委員会の職務権限である。そのため、教育委員会は、調査結果の活用及び公表等の取扱いについて、主体性と責任を持って当たることとする。

### (1) 調査結果の示し方

文部科学省は、小学校調査及び中学校調査のそれぞれの結果として、以下の事項等を示す。

ア PBTで実施する教科に関する調査の結果

(ア) 各教科に係る問題の全体の平均正答数、平均正答率、中央値、標準偏差等

(イ) 以下をそれぞれ単位とした各教科の平均正答数等の分布等が分かるグラフ

- ① 都道府県教育委員会
- ② 都道府県教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）
- ③ 指定都市教育委員会
- ④ 市区町村教育委員会
- ⑤ 学校
- ⑥ 児童生徒

(ウ) 各教科の設問ごとの正答率等

(エ) 各教科の設問ごとの解答類型別児童生徒数の割合

イ CBTで実施する教科に関する調査の結果

(ア) 各教科に係る問題の全体のIRTスコア等

(イ) 以下をそれぞれ単位とした各教科のIRTスコア等の分布等が分かるグラフ

- ① 都道府県教育委員会
- ② 都道府県教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）
- ③ 指定都市教育委員会
- ④ 市区町村教育委員会
- ⑤ 学校
- ⑥ 生徒

(ウ) 各教科の公開問題の設問ごとの正答率等

(エ) 各教科の公開問題の設問ごとの解答類型別生徒数の割合

ウ 児童生徒質問調査及び学校質問調査の結果

(ア) 児童生徒質問調査及び学校質問調査の回答状況

(イ) 児童生徒質問調査及び学校質問調査の回答状況と教科に関する調査の正答率、IRTスコア等との相関関係の分析

エ その他調査の目的の達成に資する分析

## (2) 文部科学省による調査結果の公表

文部科学省は、調査の目的を踏まえ、以下の事項等について調査結果を文部科学省ホームページに公表する（文部科学省における調査結果の公表の体系は別紙4）。

ア 以下の（ア）から（オ）までの区分に応じ、上記7.（1）ア（ア）及び（ウ）から（エ）、イ（ア）及び（ウ）から（エ）、並びにウで示した結果。

(ア) 国全体（国・公・私立学校全体の状況及び国・公・私立学校別の状況）

(イ) 都道府県ごと（都道府県教育委員会及び市区町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

(ウ) 都道府県（指定都市を除く。）ごと（都道府県教育委員会及び市区町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

(エ) 指定都市ごと（指定都市教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

(オ) 地域の規模等に応じたまとまりごと（「大都市」（指定都市及び東京23区）、「中核市」、「その他の市」及び「町村」並びに「へき地」の五つの区分における市区町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

イ 上記7.（2）ア（イ）から（エ）までの区分についての、以下の（ア）から（エ）までの分析資料。なお、本資料は、各都道府県・指定都市を単位とする各教科に係る問題全体の平均正答率・スコアの散らばりに関する解釈も含め、当該公表を通じて調査結果を正確かつ効果的に示し、各都道府県・指定都市ごとの状況を多面的に解釈することを目的としている。

(ア) 分布や習熟度を目配りした統計表やグラフ

(イ) 学力や質問調査結果の状況を示す散布図

(ウ) 教科の傾向や児童生徒質問の領域別の特徴を把握するための結果チャート

(エ) 都道府県・指定都市別結果等を文章で説明するノート

ウ 教科に関する調査の解答状況及び質問調査の回答状況（一般に公開された場合

に、個人、学校及び設置管理者等が特定されることのないよう、データの匿名化処理（必要に応じて疑似データ化等の処理を含む。）を行ったもの）

エ その他調査の目的の達成に資する分析

### （3）調査結果等の提供

各教育委員会、学校及び児童生徒に対する調査結果等の提供は、調査報告書のほか、以下のとおりとする。

ア 文部科学省は、調査の目的の達成に資するため、各教育委員会及び学校等に対して、以下の調査結果を提供する。

（ア）都道府県教育委員会

- ① 当該都道府県教育委員会が設置管理する各学校の状況
- ② 域内の市区町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ③ 域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ④ 域内の市区町村教育委員会ごとに、当該市区町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ⑤ 域内の市区町村教育委員会ごとに、当該市区町村教育委員会が設置管理する各学校の状況

（イ）市区町村教育委員会

- ① 当該市区町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ② 当該市区町村教育委員会が設置管理する各学校の状況

（ウ）学校

- ① 当該学校全体の状況
- ② 各学級の状況
- ③ 各児童生徒の状況
- ④ 各児童生徒に関する個人票

（エ）その他、調査の目的の達成に資する調査結果

イ 各学校は、各児童生徒に対し、個人票を提供する。

### （4）調査結果等の公表及び提供時期

ア 文部科学省は、児童生徒の学びへの還元を最優先に、学校への結果返却時期を設定するとともに、学校への返却内容を同時期に教育委員会にも提供する。

イ 国による結果公表は、複数回に分けて実施し、全国データに基づく分析結果をより効果的に発信するとともに、各都道府県・指定都市の主体的な分析期間を確保できるスケジュールで都道府県・指定都市別データを公表する。

### （5）調査結果の活用

ア 各教育委員会、学校等及び文部科学省においては、調査の目的を達成するため、以下のような調査結果を活用した取組に努めることとする。

（ア）各教育委員会及び学校等において、調査結果の分析やこれを活用して教育及び

教育施策の改善等に向けた取組等を進めるための体制を整備した上で、多面的な分析を行い、自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握・検証し、保護者や地域住民の理解と協力のもとに適切に連携を図りながら、教育及び教育施策の改善に取り組むこと。

(イ) 各学校において、調査結果を踏まえ、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等に努めるとともに、自らの学習指導等の改善に向けて取り組むこと。

(ウ) 各教育委員会において、調査結果を踏まえ、それぞれの役割と責任に応じて、学校における取組等に対して必要な支援や、優れた取組を行っている学校等の事例や調査結果の分析・検証手法の周知を行うなど、域内の教育及び教育施策の改善に向けた取組を進めること。

(エ) 文部科学省において、児童生徒の学力や学習状況をきめ細かく把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善に取り組むこと。また、各教育委員会及び学校等における取組に対して必要な支援等を行うなど、教育及び教育施策の改善に向けた全国的な取組を進めること。

イ 各教育委員会、学校等及び文部科学省においては、調査結果についてより一層多面的な分析や研究が行われるよう、調査結果を活用した以下のような取組を進めることができる。

(ア) 文部科学省において、本実施要領及び別に定めるガイドラインに基づき、集計結果データ（児童生徒ごとに各教科の解答状況及び児童生徒質問調査の回答状況等を一覧にしたもの並びに学校ごとに各教科の平均正答数等、児童生徒質問調査の回答割合及び学校質問調査の回答状況等を一覧にしたもの）を大学等の研究機関の研究者又は国の行政機関等の職員に貸与し、学術研究の振興、高等教育の振興又は施策の推進のために活用すること。

(イ) 各教育委員会及び学校等が、調査の目的の達成に資するよう、調査結果等の活用を図るため、その提供を受けることを希望する関係機関、その貸与を受けることを希望し、またはその貸与を通じて分析に係る研究を委託する研究機関等において、本実施要領の趣旨が遵守されることが確認できた場合に限り、当該機関等に対して調査結果等を提供又は貸与すること。

(ウ) 各教育委員会及び学校等が、主体的にそれぞれの状況に応じた調査結果の分析・活用に取り組むことができるよう、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「個人情報保護法」という。）等の法令を踏まえつつ、各学校の設置管理者の適切な判断の上、分析を行えるツール等の活用や、他の調査結果と連携させた分析等に取り組むこと。

(エ) 各学校において、個人情報保護法等の法令を踏まえつつ、各学校の設置管理者の適切な判断の上、例えば、児童が進学する学校に保護者の同意を得るなど、法令に基づき必要な措置を講じたうえで、小学校調査の結果を送付するなど、調査の結果等について学校間での情報共有を図り、成果と課題を継続的に把握・検証し、教育の改善・充実に取り組むこと。

## (6) 調査結果の取扱いに関する配慮事項

調査結果については、各教育委員会及び学校等が調査の目的を達成するため、自らの教育及び教育施策の改善、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等につなげることが重要であることに留意し、適切に取り扱うものとする。

調査結果の公表に関しては、各教育委員会及び学校等が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である。一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要である。

このことを踏まえ、具体的な公表の手續等は、以下のとおりとする。

ア 各教育委員会及び学校等による調査結果の公表

(ア) 都道府県教育委員会においては、調査の実施主体が国であることや、市区町村が基本的な参加主体であることなどに鑑みて、以下のとおり取り扱うこと。

- ① 自らが設置管理する学校の状況については、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。
- ② 域内の市区町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況及び各学校の状況については、市区町村教育委員会の同意を得た場合は、(エ)に基づき、当該市区町村名又は当該市区町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした公表（市区町村名又は学校名を特定することが可能な方法による公表を含む。以下同じ。）を行うことは可能であること。

なお、個々の市区町村名又は学校名が明らかとならない方法（例えば、教育事務所単位の状況の公表等）で、(エ)に基づき公表することは、都道府県教育委員会の判断において可能であること。

- ③ ①又は②に基づき個々の市区町村名・学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。
  - ④ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。
- (イ) 市区町村教育委員会においては、以下のとおり取り扱うこと。

- ① 当該市区町村教育委員会が設置管理する学校全体の結果について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。
- ② 自らが設置管理する学校の状況について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。
- ③ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

(ウ) 学校においては、自校の結果について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。

(エ) 調査結果の公表に当たっては、以下の①から⑥までにより行うこと。

- ① 公表する内容や方法等については、教育上の効果や影響等を考慮して適切な

ものとなるよう判断すること。

② 調査結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、文部科学省から公表される分析結果や、国立教育政策研究所で示す学習指導の改善・充実方策も参考として、調査結果について多面的に分析を行い、その分析結果を併せて公表するなど、調査結果を多面的に解釈することができる示し方となるよう工夫すること。さらに、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策も速やかに示すこと。

③ (ア) ①又は(イ) ②に基づき教育委員会が個々の学校名を明らかにした公表を行う場合、又は(ア) ②において市区町村教育委員会が学校名を明らかにした公表に同意する場合は、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分相談するとともに、公表を行う教育委員会は、当該調査結果を踏まえて自らが実施する改善方策を調査結果の公表の際に併せて示すこと。

また、教育委員会において自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合は、教育委員会は自らが実施する改善方策を速やかに示すとともに、公表する内容等について学校に指示する場合は、教育委員会は当該学校とそれらについて事前に十分相談すること。

なお、平均正答数や平均正答率等の数値について、一覧での公表やそれらの数値により順位を付した公表等は行わないこと。

④ 調査の目的や、調査結果は学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを明示すること。

⑤ 児童生徒個人の結果が特定されるおそれがある場合は公表しないなど、児童生徒の個人情報の保護を図ること。

⑥ 学校や地域の実情に応じて、個別の学校や地域の結果を公表しないなど、必要な配慮を行うこと。

(オ) 教育委員会が独自に実施する学力調査の公表の取扱いについては、それぞれの教育委員会の判断に委ねられること。

イ 文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱い

(ア) 文部科学省は、調査結果のうち、自らが公表する内容を除くものについて、これが一般に公開されることになると、序列化や過度な競争が生じるおそれや設置管理者等の実施への協力及び国民的な理解が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、全国的な状況を把握できなくなるなど調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第6号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うこととする。

(イ) 教育委員会等は、文部科学省から提供を受けた調査結果のうち公表する内容を除くものについて、(ア)を参考に、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく同様の規定を根拠として、情報の開示により調査の適正な遂行に支障を及ぼすことのないよう、本実施要領の趣旨、特にア(エ)を十分踏まえ、適切に対応する必要がある。

## 8. 調査実施に当たっての相談体制

- (1) 設置管理者においては、所管の学校からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行う。
- (2) 文部科学省は、調査実施に当たっての設置管理者及び学校等からの問合せ等に対応するため、民間機関に委託して、コールセンターを設置する。

## 9. 留意事項

### (1) 各教育委員会及び学校等における調査の実施等

- ア 各教育委員会及び学校等においては、調査の実施に当たって、調査の目的や内容、調査結果の取扱い等を児童生徒及び保護者等の関係者に周知すること。
- イ 各教育委員会及び学校等において、調査問題等の調査に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。
- ウ 各教育委員会及び学校等においては、提供された調査結果等について、本実施要領に基づいて適切に利用するとともに、管理を徹底するために、必要な措置を講ずること。

### (2) 英語の調査問題の取扱い

英語の調査が複数の調査日に分散して実施されることや、英語の調査問題には、4. (1) ア (オ) 及び5. (5) のとおり非公開問題が含まれている。将来にわたって学力の推移を正確に把握していくために非公開問題の一部が翌年度以降の調査において使用されることを踏まえ、各教育委員会及び学校等においては、調査終了後に問題の内容が拡散されることのないよう留意し、調査マニュアルを遵守すること。

### (3) 個人情報の保護等

- ア 文部科学省及び文部科学省が委託した民間機関は、調査に使用する解答用紙等について、児童生徒及び保護者の氏名を取得しない形式を用いることとする。
- イ 文部科学省及び文部科学省が委託した民間機関は、各設置管理者及び各学校等から児童生徒の識別番号の情報を取得して調査結果等と照合する等によって、個々の児童生徒を識別することは行わないこととする。
- ウ 各教育委員会及び学校等は、調査の実施や調査結果の活用等に当たって、児童生徒の個人情報を取り扱う際には、個人情報保護法等に基づき、適切に取り扱うこと。特に、調査結果の活用の際には、児童生徒を本人とする個人情報を含む教育データについて、「教育データの利活用に係る留意事項」（文部科学省）も踏まえ、適切に取り扱うこと。

### (4) 教育課程上の位置付け

調査の教育課程上の位置付けについては、各教育委員会及び学校等の判断により、以下のとおり取り扱うことを可能とする。

- ア 教科に関する調査については、以下のとおり、当該教科の授業時数の一部として

取り扱うことを可能とする。

(ア) 小学校調査

国語、算数：それぞれ1単位時間相当

(イ) 中学校調査

国語、数学：それぞれ1単位時間相当

英語：2単位時間相当

イ 児童生徒質問調査については、特別活動（学級活動）の一部として取り扱うことを可能とする。

## 令和8年度全国学力・学習状況調査の時間割のモデル

### ○実施予定日

教科に関する調査（中学校英語以外）

4月23日（木）（調査実施日）

教科に関する調査（中学校英語）

「聞くこと」「読むこと」「書くこと」

【当日実施期間】4月20日（月）～23日（木）

【予備日】4月24日（金）

「話すこと」

【当日実施期間】4月24日（金）、27日（月）

【期間内実施】4月28日（火）～5月29日（金）（学校外での実施も可能）

児童生徒質問に関する調査

【当日実施期間】4月24日（金）～5月8日（金）（児童質問調査）

4月20日（月）～23日（木）（生徒質問調査）

【予備日】4月24日（金）（生徒質問調査）

### ○後日実施期間

教科に関する調査（中学校英語以外）

4月24日（金）～30日（木）

教科に関する調査（中学校英語）

「読むこと」「書くこと」「聞くこと」

4月27日（月）～5月1日（金）（学校外での実施も可能）

児童生徒質問に関する調査

調査実施日翌日～5月8日（金）（児童質問調査）（学校外での実施も可能）

4月27日（月）～5月8日（金）（生徒質問調査）（学校外での実施も可能）

## 1. 小学校

### A. 当日実施をする学校

○調査実施日（4月23日）

1時限目	2時限目
国語 (45分)	算数 (45分)

○児童質問調査の実施日（4月24日～5月8日のうち事前に学校ごとに調整された1日）

任意の時間
児童質問調査 (20分程度)

### B. 後日実施をする学校

（注）調査の実施日に、調査を実施できないやむを得ない事情等がある学校や、実施時のトラブルや欠席等により調査を実施できなかった児童については、従来から教育委員会や学校等の判断により、後日実施期間に調査を実施することを可能としている。この場合の教科調査の結果は、全体の集計からは除外されるが、採点の上、教育委員会・学校に提供することとしている。

Aの当日実施の日程で一部又は全ての調査（国語、算数、児童質問調査）を実施できなかった学校・児童は、実施できなかった調査のうち、国語と算数を4月24日～4月30日に行うことができ

る。児童質問調査については、事前に学校ごとに調整された調査実施日の翌日から5月8日に行うことができ、自宅、院内学級等の分教室、教育支援センター等の学校外での実施をより柔軟に取り扱うことが可能となる。

**(国語、算数)**

日程	A (4月23日)	B (4月24日～4月30日)
問題セット	紙冊子 (1種類)	
実施場所	原則として学校で実施	

**(児童質問調査)**

日程	A (4月24日～5月8日)	B (調査実施日翌日～5月8日)
実施場所	原則として学校で実施	学校外 (自宅等) での実施も可

**2. 中学校 (英語「話すこと」以外)**

**A. 4月20日～22日、24日に英語、生徒質問調査を実施する学校**

○英語「読むこと」「書くこと」「聞くこと」、生徒質問調査の実施日

(4月20日～22日のうち事前に学校ごとに調整された1日の午前又は午後)

任意の2時間	
英語「読むこと」 「書くこと」 (50分程度)	英語「聞くこと」 生徒質問調査 (50分程度)

※中学校英語「聞くこと」調査では、文部科学省から配布するヘッドセットを使用いただくか、学校で保有するイヤホンや生徒個人が普段授業等で利用している使い慣れたイヤホンを使用いただくことも可能。前述の時間割モデルは、ヘッドセット・イヤホンを調査対象生徒全員分保有している場合の例であり、ヘッドセット・イヤホンの保有数に応じて、2グループ以上に分ける等して実施すること。

※ネットワーク環境等の理由により、学年全体で同じ時間に調査を実施するのが困難な場合は、例えば、学級ごとに分散して実施することが考えられる。その場合、クラスごとに休憩時間をずらして設定するなど、先に調査を実施した生徒が後から実施する生徒と接触しないようにするための配慮を、各学校で適切に行うこと。

○調査実施日 (4月23日)

1時限目	2時限目
国語 (50分)	数学 (50分)

**B. 4月23日 (調査実施日) に全ての調査を実施する学校**

○調査実施日 (4月23日)

1時限目	2時限目	3時限目	4時限目
国語 (50分)	数学 (50分)	英語「読むこと」 「書くこと」 (50分程度)	英語「聞くこと」 生徒質問調査 (50分程度)

又は

1 時限目	2 時限目	・・・	5 時限目	6 時限目
国語 (50 分)	数学 (50 分)	・・・	英語「読むこと」 「書くこと」 (50 分程度)	英語「聞くこと」 生徒質問調査 (50 分程度)

※ネットワーク環境等の不安がある、「聞くこと」の調査にかかるヘッドセット・イヤホンの交換等のための所要時間に不安があるなどの理由で、学年全体で上記の時間割で実施することが難しい場合は、極力Aの日程のうち、4月20日～22日で調査を実施すること。

### C. 4月24日以降に実施する学校・生徒（注）

（注）調査の実施日（予備日も含む）に、調査を実施できないやむを得ない事情等がある学校や、実施時のトラブルや欠席等により調査を実施できなかった生徒については、従来から教育委員会や学校等の判断により、後日実施期間に調査を実施することを可能としている。この場合の教科調査の結果は、全体の集計からは除外されるが、採点の上、教育委員会・学校に提供することとしている。

A又はBの日程で一部又は全ての調査（国語、数学、英語、生徒質問調査）を実施できなかった学校・生徒は、実施できなかった調査のうち、国語と数学を4月24日以降に、CBTで行う英語と生徒質問調査を4月27日以降に行うことができる。このうち、英語と生徒質問調査については、自宅、院内学級等の分教室、教育支援センター等の学校外での実施をより柔軟に取り扱うことを可能とする。

#### （国語、数学）

日程	A・B（4月23日）	C（4月24日～4月30日）
問題セット	紙冊子（1種類）	
実施場所	原則として学校で実施	

#### （英語「読むこと」「書くこと」「聞くこと」、生徒質問調査）

日程	A（4月20～22日、24日） B（4月23日）	C ・英語「読むこと」「書くこと」「聞くこと」（4月27日～5月1日） ・生徒質問調査（4月27日～5月8日）
問題セット	公開問題、非公開問題で構成	公開問題のみで構成
実施場所	原則として学校で実施	学校外（自宅等）での実施も可

### 3. 中学校（英語「話すこと」）

○当日実施校（4月24日、27日）

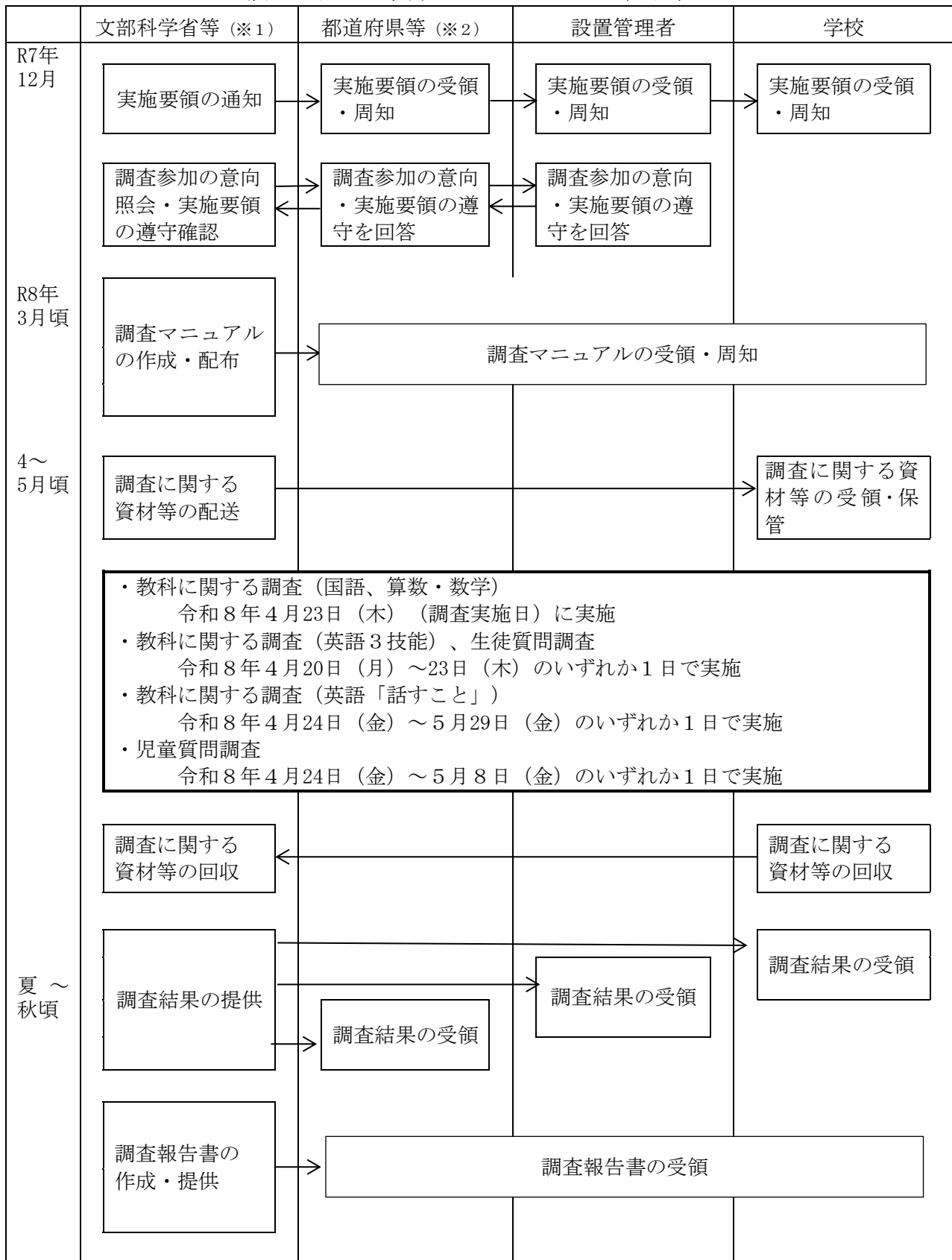
文科省指定日
英語「話すこと」 (20分程度)

○期間内実施校（4月28日～5月29日）

<b>文科省指定日</b>
英語「話すこと」 (20分程度)

- ※1 中学校英語（GBT）「聞くこと」は問題プログラムの冒頭で音声の確認を行い、「話すこと」は問題プログラムの冒頭で音声と録音の確認を行う。
- ※2 中学校英語「話すこと」の「当日実施校」（24日、27日実施）は、文部科学省において500校程度を選定する。それ以外の「期間内実施校」について、実施希望日調査を行い、期間内で日程分散して実施する。
- ※3 中学校英語「話すこと」調査では、音声データをアップロードする形で調査を実施する。
- ※4 中学校英語「話すこと」については、解答が終わり次第、手動で次のページに進む方式とする。
- ※5 中学校英語「話すこと」調査では、文部科学省から配布するヘッドセットを使用して実施するとともに、近くの生徒の解答が聞こえたり、端末に他の生徒の解答が録音されたりしないよう、出来る限り分散して着席させる。
- ※6 期間内実施においては、自宅、院内学級等の分教室、教育支援センター等の学校外での実施をより柔軟に取り扱うことを可能とする。

## 調査の実施に関するスケジュール (予定)



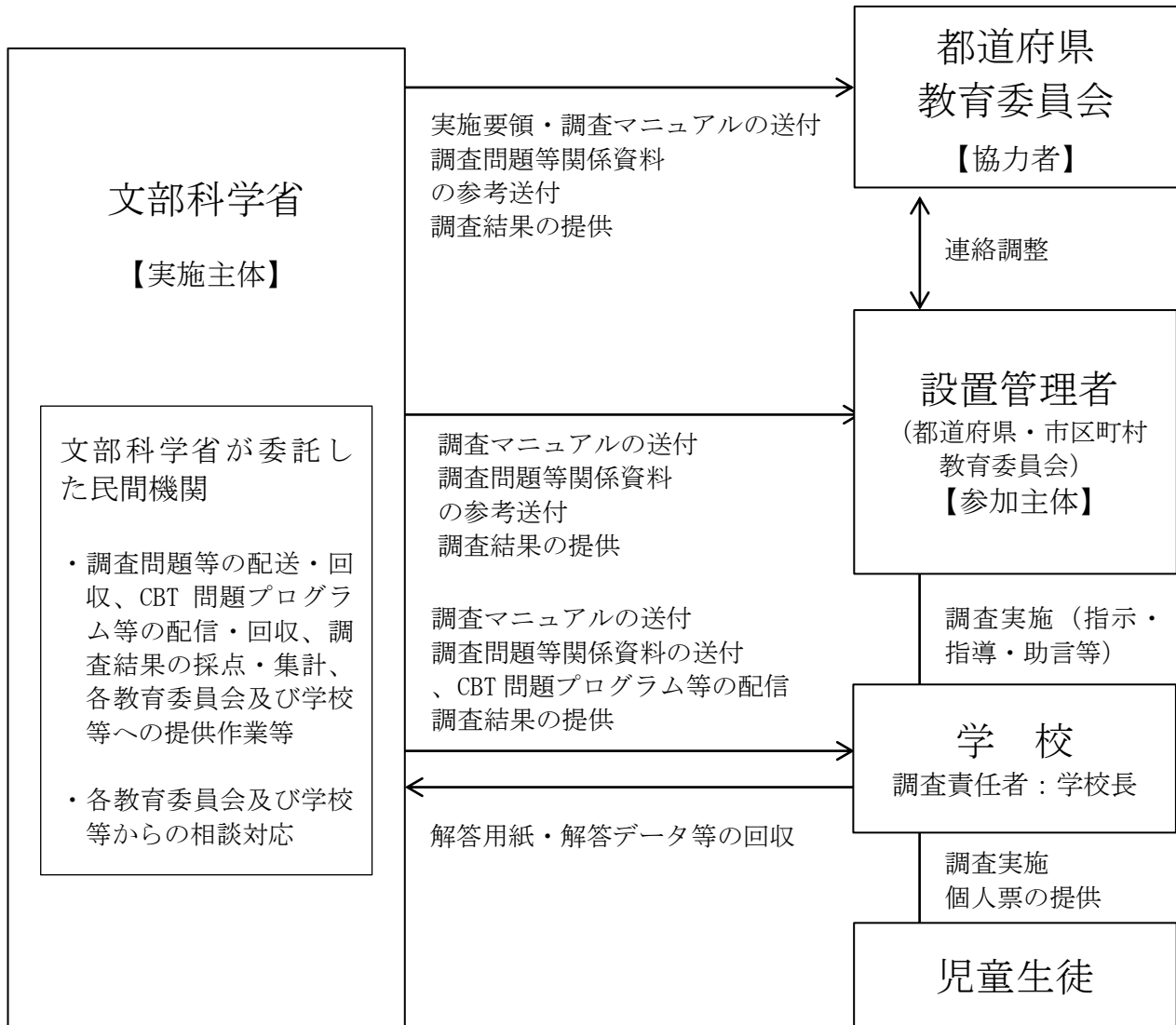
※1 文部科学省等には、国立教育政策研究所、文部科学省が委託した民間機関を含む。

※2 都道府県等とは、公立学校の場合は都道府県教育委員会、私立学校の場合は都道府県知事部局等をいう。設置管理者である指定都市教育委員会、国立大学法人及び公立大学法人に対する「実施要領の通知」及び「調査参加の意向照会」等は、文部科学省から直接行う。

### 調査の実施系統図

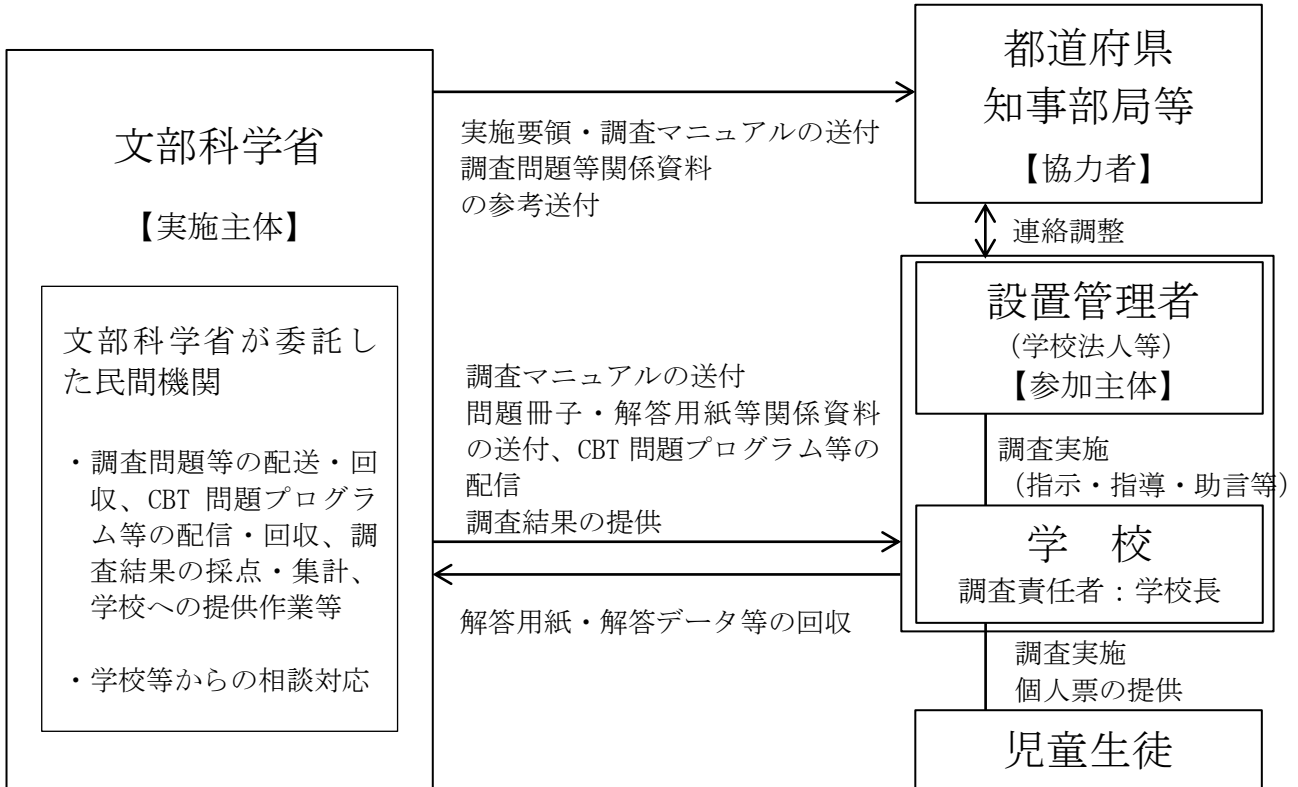
#### 【①都道府県教育委員会及び市区町村教育委員会が設置管理する学校】

都道府県教育委員会及び市区町村教育委員会が設置管理する学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



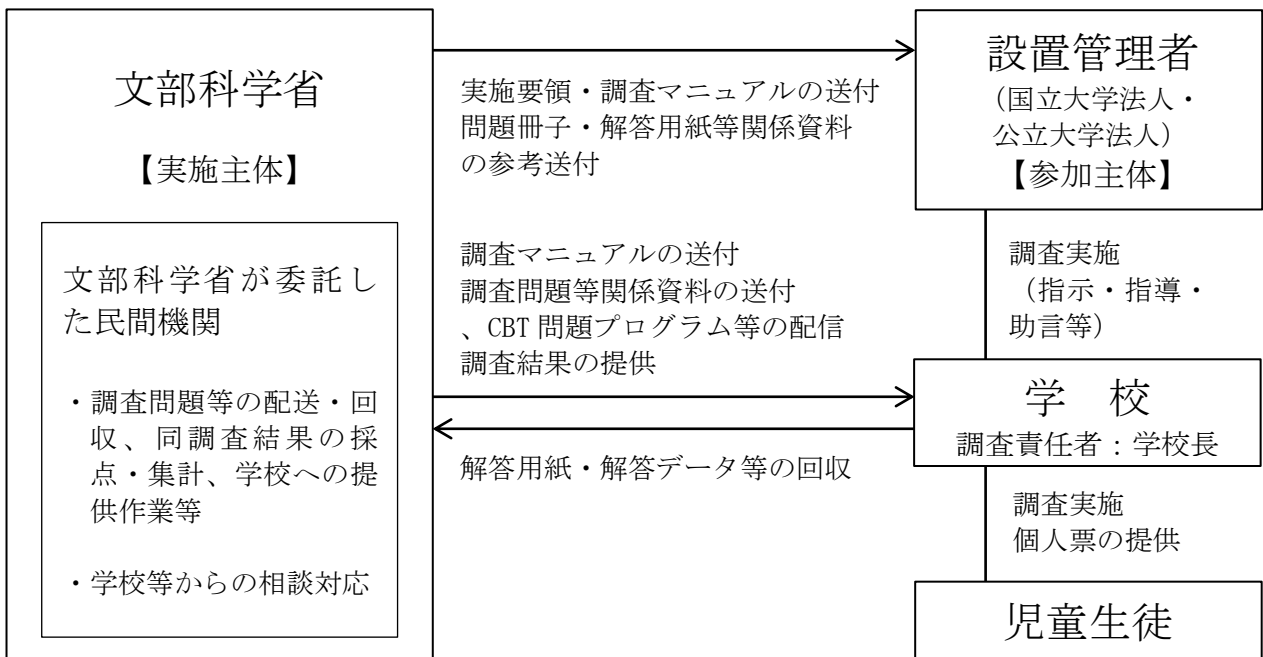
### 【②私立学校】

私立学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



### 【③国立大学附属学校、公立大学附属学校】

国立大学附属学校及び公立大学附属学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



## 文部科学省における調査結果の公表の体系

実施要領の記載		公表の区分					
		7.(2)ア(ア) 国全体 (国・公・私立学 校全体の状況 又は国・公・私 立学校別の状 況)	7.(2)ア(イ) 都道府県ご と (都道府県教育 委員会及び市 区町村教育委 員会が設置管 理する学校全 体の状況)	7.(2)ア(ウ) 都道府県 (指定都市 を除く。)ご と (都道府県教育 委員会及び市 区町村教育委 員会が設置管 理する学校全 体の状況)	7.(2)ア(エ) 指定都市ご と (指定都市教育 委員会が設置 管理する学校 全体の状況)	7.(2)ア(オ) 地域の規模 等に応じた まとまりご と (市区町村教育 委員会が設置 管理する学校 全体の状況)※ 1	
調査結果の内容	7.(1)ア(ア)及びイ(ア) ・各教科の平均正答数、平均正 答率、IRT スコア、中央値、標準 偏差等	○	○	○	○	○	
	7.(1)ア(イ) 及びイ(イ) ・右の欄のそ れぞれを単 位とした平均 正答数等の 分布等が分 かるグラフ	①都道府県教育 委員会	○	-	-	-	-
		②都道府県教育 委員会(指定 都市を除く。)	○	-	-	-	-
		③指定都市教育 委員会	○	-	-	-	-
		④市区町村教育 委員会	○	-	-	-	-
		⑤学校	○	-	-	-	-
		⑥児童生徒	○	○	○	○	○
	7.(1)ア(ウ)及び(エ)並びにイ (ウ)及び(エ) ・各教科の設問ごとの正答率等 ・各教科の設問ごとの解答類型 別児童生徒数の割合	○	○	○	○	-	
7.(1)ウ(ア) ・児童生徒質問調査及び学校質 問調査の回答状況	○	○	○	○	-		
7.(1)ウ(イ) ・児童生徒質問調査及び学校質 問調査の回答状況と教科に関 する調査の正答率等との相関関 係の分析	○	△ ※2	△ ※2	△ ※2	-		

※1 地域の規模等に応じたまとまり(「大都市」(指定都市及び東京 23 区)、「中核市」、「その他の市」及び「町村」並びに「へき地」の五つの区分)における市区町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況

※2 都道府県ごと、都道府県(指定都市を除く。)ごと、指定都市ごとの児童生徒質問調査及び学校質問調査の回答状況と教科に関する調査の正答率等との相関関係の分析については、必要に応じて文部科学省において公表することがある。

## 報告第44号

### 臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和8年（2026年）1月23日

枚方市教育委員会  
教育長 谷元 紀之

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第19号 職員の普通退職について

## 臨時代理第19号

### 職員の普通退職について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和7年（2025年）12月26日

枚方市教育委員会  
教育長 谷元 紀之

1. 臨時代理の内容

令和7年（2025年）12月31日付け普通退職

所 属	職 ・ 氏 名
学校教育部 教育研修課 主任	再任用職員 ・ 伊東 和孝

報告第45号

## 臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和8年（2026年）1月23日

枚方市教育委員会  
教育長 谷元 紀之

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第20号 枚方市教育委員会指定管理者評価委員会への諮問について

臨時代理第20号

枚方市教育委員会指定管理者評価委員会への諮問について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和8年（2026年）1月5日

枚方市教育委員会  
教育長 谷元 紀之

## 1. 臨時代理の内容

枚方市立香里ヶ丘図書館・香里ヶ丘中央公園みどりの広場指定管理者のモニタリングが適正に行われているかの評価を行うため、枚方市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第 16 条第 2 項に基づき、枚方市立香里ヶ丘図書館・みどりの広場教育委員会指定管理者評価委員会に諮問する。

## 2. 諮問書

次ページのとおり

教 総 政 第 1 8 0 2 号  
令和8年(2026年)1月18日

枚方市立香里ヶ丘図書館・みどりの広場  
教育委員会指定管理者評価委員会 会長

枚方市教育委員会

枚方市立香里ヶ丘図書館・香里ヶ丘中央公園みどりの広場指定管理者のモニタリングに係る  
外部評価について(諮問)

枚方市立香里ヶ丘図書館・香里ヶ丘中央公園みどりの広場指定管理者のモニタリングに係る  
外部評価にあたり、枚方市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成16  
年枚方市条例第28号)第9条第2項に規定する評価を適正に行うため、下記のとおり諮問いたし  
ます。

記

**【諮問する内容】** 枚方市立香里ヶ丘図書館・香里ヶ丘中央公園みどりの広場指定管理者のモニ  
タリングが適正に行われているかの評価(外部評価)について

報告第46号

## 臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和8年（2026年）1月23日

枚方市教育委員会  
教育長 谷元 紀之

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第21号 教育委員会表彰の被表彰者の決定について

臨時代理第21号

教育委員会表彰の被表彰者の決定について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和8年（2026年）1月15日

枚方市教育委員会  
教育長 谷元 紀之

## 1. 臨時代理の内容

枚方市教育委員会表彰規程（令和5年枚方市教育委員会規程第7号）の規定により教育委員会表彰の被表彰者を決定する。

## 2. 教育委員会表彰の被表彰者

被表彰者：東海大学付属大阪仰星高等学校 吹奏楽部

表彰事由：第73回全日本吹奏楽コンクールにおいて、高等学校の部で金賞を受賞し、枚方市市民文化賞を受賞したため。

根拠規定：枚方市教育委員会表彰規程 第4条第2号

## 議案第14号

### 第39期枚方市社会教育委員の解嘱及び委嘱について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第9号の規定により次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和8年（2026年）1月23日

枚方市教育委員会  
教育長 谷元 紀之

1. 委員の解嘱

解嘱委員 妹尾 忍 委員（所属：枚方市民生委員児童委員協議会）  
解嘱日 令和8年（2026年）1月23日  
解嘱理由 辞任の申し出があったため

2. 委員の委嘱

委嘱委員 横山 亜津子 氏（所属：枚方市民生委員児童委員協議会）  
委員の任期 令和8年（2026年）1月24日から令和9年（2027年）7月31日まで  
委嘱理由 枚方市民生委員児童委員協議会から新たに推薦があったため

3. 参考資料

第39期 枚方市社会教育委員名簿

## 第39期 枚方市社会教育委員名簿

※任期: 令和7年(2025年)8月1日～令和9年(2027年)7月31日

	氏名	所属	分野	摘要
1	虎杖 利和 (いたどり としかず)	枚方市小学校長会	学校教育 (学校教育の関係者)	1期目
2	栗山 直子 (くりやま なおこ)	追手門学院大学	家庭教育 (学識経験を有する者)	4期目
3	橋本 有理子 (はしもと ゆりこ)	京都女子大学	社会教育 (学識経験を有する者)	3期目
4	花崎 有紀子 (はなさき ゆきこ)	ほっとホット絵本	社会教育 (社会教育の関係者)	3期目
5	原田 隆史 (はらだ たかし)	八洲学園大学	社会教育 (学識経験を有する者)	5期目
6	牧村 剛 (まきむら たけし)	枚方市PTA協議会	家庭教育 (家庭教育の向上に資する活動を行う者)	3期目
7	森 常人 (もり ときひと)	関西外国語大学	社会教育 (学識経験を有する者)	5期目
8	森 美由紀 (もり みゆき)	梅花女子大学	社会教育 (学識経験を有する者)	3期目
9	弓手 恵 (ゆんで さとし)	公益財団法人枚方市スポーツ協会	社会教育 (社会教育の関係者)	2期目
10	横山 亜津子 (よこやま あつこ)	枚方市民生委員児童委員協議会	家庭教育 (家庭教育の向上に資する活動を行う者)	1期目
11	米田 健人 (よねだ けんと)	一般社団法人枚方青年会議所	社会教育 (社会教育の関係者)	1期目
12	若田 透 (わかた とおる)	枚方市立中学校長会	学校教育 (学校教育の関係者)	4期目

※50音順に表記しています。

※社会教育委員設置条例第3条第2項により、委員のうち、横山亜津子委員の任期は、令和8年(2026年)1月24日から令和9年(2027年)7月31日まで(前任者の残任期間)となります。

## 議案第15号

### 児童の放課後対策審議会委員の解嘱及び委嘱について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第9号の規定により次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和8年（2026年）1月23日

枚方市教育委員会  
教育長 谷元 紀之

1. 委員の解嘱

解嘱委員 妹尾 忍 委員（所属：枚方市民生委員児童委員協議会）  
解嘱日 令和7年（2025年）11月30日  
解嘱理由 辞任の申し出があったため

2. 委員の委嘱

委嘱委員 横山 亜津子 氏（所属：枚方市民生委員児童委員協議会）  
委員の任期 令和8年（2026年）1月24日から令和9年（2027年）9月12日まで  
委嘱理由 枚方市民生委員児童委員協議会より新たに推薦があったため

3. 参考資料

第5期 児童の放課後対策審議会 委員名簿

## 第5期 児童の放課後対策審議会 委員名簿

※任期:令和7年(2025年)9月13日～令和9年(2027年)9月12日

	氏名	所属	分野	摘要
1	委員 青島 弘 (あおしま ひろし)	枚方市PTA協議会	社会教育 (関係団体を代表する者)	2期目
2	委員 伊勢 正子 (いせ まさこ)	枚方子どもいきいき広場	社会教育 (専門的知識を有する者)	3期目
3	委員 植田 暁美 (うえだ あけみ)	枚方市幼稚園長会	幼児教育 (関係団体を代表する者)	2期目
4	委員 大西 雅裕 (おおにし まさひろ)	神戸女子大学教育学部 教育学科教授	児童福祉 (学識経験を有する者)	5期目
5	委員 後閑 容子 (ごかん ようこ)	摂南大学 名誉教授	社会教育 (学識経験を有する者)	5期目
6	委員 代田 盛一郎 (だいた せいいちろう)	大阪健康福祉短期大学教授	社会教育 (学識経験を有する者)	5期目
7	委員 蔦田 夏 (つただ なつ)	NPO法人関西こども文化協会	児童福祉 (専門的知識を有する者)	5期目
8	委員 牧野 好秀 (まきの よしひで)	枚方市小学校長会	学校教育 (関係団体を代表する者)	2期目
9	委員 松本 英史 (まつもと えいじ)	枚方市コミュニティ連絡協議会	地域コミュニティ (市民団体を代表する者)	1期目
10	委員 山下 友美 (やました ともみ)	枚方市留守家庭児童会室 保護者会	児童福祉 (関係団体を代表する者)	2期目
11	委員 横山 亜津子 (よこやま あつこ)	枚方市民生委員児童委員協議会 (主任児童委員連絡会)	児童福祉 (関係団体を代表する者)	1期目

(注)50音順に表記しています。

※ 11の委員については令和8年1月23日の教育委員会定例会で議決予定

## 議案第16号

### 枚方市指定管理者評価委員会への諮問について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第14号の規定により次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和8年（2026年）1月23日

枚方市教育委員会  
教育長 谷元 紀之

## 1. 内容

枚方市立生涯学習市民センター・図書館の指定管理者のモニタリングが適正に行われているかの評価を行うため、枚方市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第16条第2項に基づき、枚方市指定管理者評価委員会に諮問する。

## 2. 対象施設及び諮問を行う会議体名称

対象施設	諮問を行う会議体名称
枚方市立楠葉生涯学習市民センター・楠葉図書館 枚方市立津田生涯学習市民センター・津田図書館	枚方市立楠葉・津田生涯学習市民センター ・図書館指定管理者評価委員会
枚方市立御殿山生涯学習美術センター・御殿山図書館 枚方市立菅原生涯学習市民センター・菅原図書館	枚方市立御殿山・菅原生涯学習市民センター ・図書館指定管理者評価委員会
枚方市立蹉跎生涯学習市民センター・蹉跎図書館 枚方市立牧野生涯学習市民センター・牧野図書館	枚方市立蹉跎・牧野生涯学習市民センター ・図書館指定管理者評価委員会

## 3. 諮問書（案）

次ページのとおり

# 案

教 総 政 第 号  
令和●年(202●年) ●月●日

枚方市立楠葉・津田生涯学習市民センター・図書館  
指定管理者評価委員会 会長

枚方市教育委員会

枚方市立楠葉生涯学習市民センター・楠葉図書館及び枚方市立津田生涯学習市民センター・津田図書館指定管理者のモニタリングに係る外部評価について(諮問)

枚方市立楠葉生涯学習市民センター・楠葉図書館及び枚方市立津田生涯学習市民センター・津田図書館指定管理者のモニタリングに係る外部評価にあたり、枚方市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成16年枚方市条例第28号)第9条第2項に規定する評価を適正に行うため、下記のとおり諮問いたします。

## 記

【諮問する内容】 枚方市立楠葉生涯学習市民センター・楠葉図書館及び枚方市立津田生涯学習市民センター・津田図書館指定管理者のモニタリングが適正に行われているかの評価(外部評価)について

# 案

教 総 政 第 号  
令和●年(202●年) ●月●日

枚方市立御殿山・菅原生涯学習市民センター・図書館  
指定管理者評価委員会 会長

枚方市教育委員会

枚方市立御殿山生涯学習美術センター・御殿山図書館及び枚方市立菅原生涯学習市民センター・菅原図書館指定管理者のモニタリングに係る外部評価について(諮問)

枚方市立御殿山生涯学習美術センター・御殿山図書館及び枚方市立菅原生涯学習市民センター・菅原図書館指定管理者のモニタリングに係る外部評価にあたり、枚方市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成16年枚方市条例第28号)第9条第2項に規定する評価を適正に行うため、下記のとおり諮問いたします。

## 記

【諮問する内容】 枚方市立御殿山生涯学習美術センター・御殿山図書館及び枚方市立菅原生涯学習市民センター・菅原図書館指定管理者のモニタリングが適正に行われているかの評価(外部評価)について

# 案

教 総 政 第 号  
令和●年(202●年) ●月●日

枚方市立蹉跎・牧野生涯学習市民センター・図書館  
指定管理者評価委員会 会長

枚方市教育委員会

枚方市立蹉跎生涯学習市民センター・蹉跎図書館及び枚方市立牧野生涯学習市民センター・牧野図書館指定管理者のモニタリングに係る外部評価について(諮問)

枚方市立蹉跎生涯学習市民センター・蹉跎図書館及び枚方市立牧野生涯学習市民センター・牧野図書館指定管理者のモニタリングに係る外部評価にあたり、枚方市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成16年枚方市条例第28号)第9条第2項に規定する評価を適正に行うため、下記のとおり諮問いたします。

## 記

【諮問する内容】 枚方市立蹉跎生涯学習市民センター・蹉跎図書館及び枚方市立牧野生涯学習市民センター・牧野図書館指定管理者のモニタリングが適正に行われているかの評価(外部評価)について